

3-(1)	農業生産法人の構成員要件等の緩和
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	農地法第2条第3項 農地法施行令第1条
要望の具体的内容	<p>農業生産法人の構成員要件等の更なる緩和に向け、「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月18日閣議決定)に盛り込まれた「農業生産法人の要件(資本、事業、役員)の更なる緩和」について、新規参入の促進とともに参入法人の健全な経営環境の整備等の観点からも検討を進めるべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>平成21年12月に施行された改正農地法では、農業生産法人の構成員要件について、関連事業者の出資比率を原則議決権の4分の1以下に制限するとともに、関連事業者の中に「その法人(農業生産法人)と連携して事業を実施することによりその法人の農業経営の改善に特に寄与するものとして政令で定める者があるときは」、関連事業者の議決権の合計の上限を最大総議決権の2分の1未満まで認めている。</p> <p>国内に経営感覚あふれる多様な農業の担い手を育成・確保していくことが喫緊の課題とされている中、新規就農や企業の農業参入、法人化を一層促進するとともに、その健全な経営環境を整備していくことが肝要である。そのためには、農業生産法人の要件緩和等の農地規制の更なる見直しや運用の適正化を進めるべきである。</p> <p>なお、「規制・制度改革に係る対処方針について」(平成22年6月18日閣議決定)に盛り込まれた「農業生産法人の要件(資本、事業、役員)の更なる緩和」は、農業分野における重点フォローアップ項目のひとつと位置付けられており、「規制・制度改革委員会報告書(フォローアップ調査結果等) (平成24年6月29日)」では、「株式会社等の関連事業者による農業生産法人への出資上限が、最大で2分の1未満まで引き上げられているが、農業関係者以外からの出資については4分の1以下に制限されていることにより、意欲のある者・企業の農業参入が阻害されているとの話もある。そもそも、多様な担い手の1つとして農業生産法人も大いに期待される中、これまで基盤のない地での企業による農業参入や、非農家による農業参入を促進するためには、実態調査を踏まえた、更なる要件緩和を検討すべきである」としている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省経営局経営政策課

3-(2)	輸入麦の売渡制度、砂糖・でん粉の価格調整制度、豚肉差額関税制度の見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律 関税暫定措置法
要望の具体的内容	<p>「日本再生戦略」(2012年7月31日閣議決定)等に基づき、わが国農業の競争力・体質強化を図るとともに、消費者負担から納税者負担への移行、直接支払制度の改革等の検討を進め、現在国内産小麦や甘味資源作物等の生産振興などの目的で需要者から徴収されているマークアップや調整金の水準を引き下げ、需要者や消費者の負担を軽減するとともに、この一環として、豚肉の差額関税制度の抜本的見直しも検討すべきである。これらの農業経営体への真に必要な支援策については、一般財源を確保し、措置すべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>外国産小麦については、国家貿易の下で政府が一元的に輸入し、過去の一定期間における買入価格の平均値に年間固定のマークアップを上乗せした価格で需要者に売り渡されており、このマークアップ相当分が国内産麦の生産振興のための助成費及び外国産麦の売買を行うために必要な政府管理経費に充当されている。砂糖・でん粉については、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、安価な輸入品から調整金を徴収し、これを主たる財源として、国産品の生産者及び製造業者に対し、国産品の生産・製造コストと販売額との差額相当の交付金を交付している(価格調整制度)。</p> <p>しかし、マークアップや調整金は、需要者、ひいては消費者の負担となっているほか、国内産の生産増大(外国産の輸入減少)や制度の対象とならない小麦調製品・加糖調製品等の輸入増大等が起これば収支の悪化から財源不足に陥る懸念があるなど、不安定な制度設計となっている。また、豚肉の差額関税制度についても、その適正な運用に向け本年4月に豚肉の輸入申告に係る審査・検査の充実等が図られたところであるが、制度自体が不正行為を誘因している面も少なくないとの指摘もある。</p> <p>「日本再生戦略(2012年7月31日閣議決定)」では、「高いレベルの経済連携と農林漁業の再生や食料自給率の向上との両立を実現するためには、(中略)、国民の理解と安定した財源が必要であり、消費者負担から納税者負担への移行、直接支払制度の改革、(中略)も含め、具体的に検討する」としており、これらの検討を急ぐべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省、財務省

3-(3)	食品衛生管理者資格認定講習会受講の容易化(受講機会の拡充)
要望の視点	4.その他
規制の根拠法令	食品衛生法第48条第1項、第6項第4号 同施行規則第56条
要望の具体的内容	食品衛生管理者資格認定講習会をより容易に受講できるよう、開催場所・開催頻度の増加や通信講習の実施等を検討すべきである。
規制の現状と要望理由等	<p>製造又は加工の過程において特に衛生上の考慮を必要とする食品又は添加物であって、食品衛生法施行令で定めるものの製造又は加工を行う営業者は、その施設ごとに、専任の食品衛生管理者を置くことが義務付けられている。食品衛生管理者の取得要件として、食品安全衛生法第48条第6項第1から3号のいずれにも該当しない場合は、高等学校卒業相当の者で食品衛生管理者の設置が義務付けられている業種の衛生管理の業務に3年以上従事し、かつ、食品衛生管理者の資格認定講習会の課程を修了した者でなければならない。資格認定講習会は、講習会の開催の都度、講習会を開催しようとする者からの申請により、厚生労働大臣が登録したうえで、実施される。</p> <p>しかし、講習会の近年の開催実績によると、その開催頻度は低く、開催場所も少ない(平成23年度:1回(於大阪)、平成22年度:1回(於東京)、平成19年度:1回(於東京))。また、講習会の開催期間が長く(通常約40日間)、遠方から講習会に参加する受講者にとっては、滞在費を含め、負担は大きい。</p> <p>東京・大阪に加えそれ以外の地域でも講習会を開催することにより、受講者の負担軽減を図るべきである。また、一般共通科目(現在は座学のみ)はじめ実習を要さない科目に限りオンライン等での受講を認めることも、受講者の負担軽減に資すると考えられる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課